（傍線部分は改正部分）

改正後

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の二第一項第二号の規定に基づき、同法の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を次のとおり定め、平成二年十月一日から適用する。

労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日の属する期間	給付基礎日額の算定に用いる率（単位　％）
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
平成10年７月１日から同年９月30日まで	100
平成24年７月１日から同年９月30日まで	110
平成25年１月１日から同年３月31日まで	110
平成25年７月１日から同年９月30日まで	110
平成26年１月１日から同年３月31日まで	110
平成27年１月１日から同年３月31日まで	110
平成27年４月１日から同年６月30日まで	110
平成27年７月１日から同年９月30日まで	110
平成27年10月１日から同年12月31日まで	110
平成28年１月１日から同年３月31日まで	111
平成28年４月１日から同年６月30日まで	110
平成28年７月１日から同年９月30日まで	110
平成28年10月１日から同年12月31日まで	110
平成29年１月１日から同年３月31日まで	110
平成29年７月１日から同年９月30日まで	110
平成31年１月１日から同年３月31日まで	110

改正前

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の二第一項第二号の規定に基づき、同法の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を次のとおり定め、平成二年十月一日から適用する。

労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日の属する期間	給付基礎日額の算定に用いる率（単位　％）
（略）	（略）
平成９年４月１日から同年６月30日まで	90
平成９年10月１日から同年12月31日まで	90
（略）	（略）
平成10年７月１日から同年９月30日まで	100
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
平成27年１月１日から同年３月31日まで	110
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）